

平成26年度 大田市社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1. 実施時期

平成26年7月から11月まで実施

2. 一般指導監査(実地監査)

法人数	実施数	文書指摘法人数	文書指摘率	文書指摘件数
12	10	9	90.0%	33

3. 特別監査 実施なし

4. 指導監査の実施体制

高齢者福祉課指導監査係が実施。県健康福祉部地域福祉課職員の立会い一部あり。

5. 指導監査における留意事項(実施方針)

平成26年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営の確保
- (2) 入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- (3) 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- (4) 社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

6. 指導監査結果の概要

法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導等により改善の徹底を図った。

7. 主な指摘事項

- ・定款変更を要する事項が変更されていない。
- ・登記すべき事項について、法定期限内に手続きがされていない。
- ・伺い文書が作成されておらず、法人の意思決定が明確になっていない。
- ・決算理事会に監事が出席していない。
- ・議事録の作成及び保存が適切にされていない。
- ・要議決事項について、審議・議決されていない。
- ・役員について、人権・同和問題に関する研修の参加がない。
- ・役員報酬等について、規定と支給実態が乖離している。
- ・防災計画及び災害対応マニュアル等が整備されていない。
- ・基本給、手当等について、規定と支給実態が乖離している。
- ・経理規程に基づき、適切に経理事務を行っていない。
- ・預貯金通帳、印鑑の保管が、適切に管理されていない。
- ・小口現金の管理が適切にされていない。
- ・現金による支出等について、現金出納簿等が作成されていない。
- ・新会計基準への移行(拠点区分等の設定、内部取引相殺消去、1年基準、国庫補助金等特別積立金の調整等)が適切にされていない。
- ・定款細則、経理規程等に基づき、適切に契約事務(理事会議決、入札、伺い等)を行っていない。